資料２－①

下水道使用料減免に係る関係規定抜粋

小金井市下水道条例（昭和４４年条例第３３号）

（使用料の減免）

第１６条　市長は公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

小金井市下水道条例施行規則（昭和４４年規則第２２号）

（減免の対象）

第３３条　条例第16条に規定する公益上その他特別の理由があると市長が認めたときとは、次の各号に掲げる場合とする。

⑴　街路又は公園（有料を除く。）等に設置されて公衆の用に供される公衆便所、公衆水飲せん、噴水泉等を単独で排除する下水その他公益上特に市長が必要と認めた下水を排除する場合

⑵　生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受ける者、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）により児童扶養手当の支給を受ける者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）により特別児童扶養手当等の支給を受ける者又は国民年金法（昭和34年法律第141号）により遺族基礎年金を受ける者のうち国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第１項の規定に該当するもの（旧母子福祉年金又は旧準母子福祉年金受給者）が下水を排除する場合

⑶　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に定める病院が下水を排除する場合。ただし、国又は地方公共団体の経営するものを除く。

⑷　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第２項第１号から第７号まで、同条第３項第２号から第11号までの事業を行う施設及びこれに準ずる施設が下水を排除する場合。ただし、国又は地方公共団体の経営するもの並びに単なる相談、連絡及び助成事業のみを行う施設を除く。

⑸　生活保護法により教育扶助、住宅扶助及び医療扶助を受ける者が下水を排除する場合

⑹　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項により身体障害者手帳の交付を受ける者又は地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第11号に定める寡婦で、前年度の市民税所得割が非課税であり、水道メーターを当該世帯単独で使用しているものが使用者とし

て下水を排除する場合。ただし、他の者の扶養親族になつている者を除く。

⑺　東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日 42 民児精発第 58 号）第 3 条により愛の手帳の交付を受ける者のいる世帯で、世帯主の前年度の市民税所得割が非課税であり、水道メーターを当該世帯単独で使用している者が使用者として下水を排除する場合

⑻　世帯員全員の前年度の市民税所得割が非課税であり、かつ、第 35 条の規定により申請をする者が他の者の扶養親族になつていない 65 歳以上の者のみの世帯で、水道メーターを当該世帯単独で使用している者が使用者として下水を排除する場合。この場合において、当該世帯に 65 歳未満の同居者があるときは、当該同居者の前年度の市民税所得割が非課税である場合に限り、当該世帯は 65 歳以上の者のみの世帯とみなす。

⑼　めつき業を専業として営む者が下水を排除する場合

⑽　別表に定める業種を営業する者が下水を排除する場合

⑾　その他市長が特に必要と認めた場合

（減免使用料の範囲）

第３４条　前条各号のそれぞれの場合において減免使用料の範囲は、次のとおりとする。

⑴　前条第１号に該当する場合は、下水道使用料の全額

⑵　前条第２号及び第５号から第８号までに該当する場合は、１月につき基本使用料の額

なお、共同住宅等で１下水道内に減免該当世帯がある場合においても、その該当世帯について同様とする。

⑶　前条第３号及び第４号に該当する場合は、下水道使用料の 20 パーセント

⑷　前条第９号に該当する場合は、１月につき 200 立方メートルを超える下水道料金の 20 パーセント

⑸　前条第 10 号に該当する場合は、1 月につき 40 立方メートルを超え 200 立方メートル以下の排出量について、１立方メートルにつき 10 円

（減免の申請）

第３５条　前条の規定による下水道使用料減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書（様式第 25 号）を提出しなければならない。ただし、その者が東京都給水条例施行規程（昭和 33 年東京都水道局管理規程第 1 号）第 22 条の２に規定する基本料金等免除申請書を東京都水道事業管理者

に提出したときは、本条に規定する下水道使用料減免申請書の提出があつたものとみなす。

（減免の中止又は取消し）

第３６条　この規則により、減免の適用を受けている者が減免の対象に該当しなくなつたときは、減免の適用を中止し、また虚偽の申請の事実が判明したときは、直ちに減免の適用を取り消すことができる。

小金井市下水道使用料減免取扱要綱（平成１６年１１月８日制定）

（目的）

第１条　この要綱は、小金井市下水道条例施行規則（昭和 44 年規則第 22 号。以下「規則」という。）第 33 条第４号から第８号までに掲げる場合の審査基準及び減免に必要な手続等について定めることを目的とする。

（審査基準）

第２条　規則第 33 条第４号から第８号までに掲げる場合の審査基準は、次のとおりとする。

⑴　規則第 33 条第４号の「これに準ずる施設」とは、無認可保育所であって、居宅部分と保育所部分の使用水量が明確に区分できる施設をいう。

⑵　規則第 33 条第５号から第８号までの場合については、次の要件を満たすものとする。

ア　規則第 35 条に規定する申請をした者（以下「申請者」という。）が住民基本台帳に記録され、世帯主（これに準ずる者を含む。）として主として、その世帯の生計を維持するものであること。

イ　申請者の世帯が単独で下水道を使用していること。

（申請及び決定）

第３条　市長は、規則第 35 条に規定する申請を受けたときは、速やかに要件等を審査し、下水道使用料減免（承認・不承認）決定通知書（様式第１号）により通知しなければならない。

（変更の届出）

第４条　申請者は、その理由、申請内容等に変更がある場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

（減免の適用）

第５条減免の適用は、申請のあった月の翌月から適用するものとする。ただし、やむを得ない理由のある場合は、この限りでない。

２　減免の適用を受けている者は、翌年度の初日においても申請内容に変更がない場合は、翌年度に係る申請書の提出を省略することができるものとする。この場合において、市長は、第３条に定める下水道使用料減免（承認・不承認）決定通知書により、減免の決定通知をするものとする。

（減免の方法）

第６条　当該年度検針分の使用料を取りまとめ、翌年度に一括還付する方法により減免するものとする。

２　市長は、前項の規定により減免額が確定した場合は、速やかに下水道使用料減免額確定通知書（様式第２号）により通知しなければならない。

（減免の中止及び取消し）

第７条　市長は、規則第 36 条の規定による減免の中止又は取消しを行った場合は、速やかに下水道使用料減免（中止・取消し）通知書（様式第３号）により通知しなければならない。

資料２－②

下水道使用料の減免項目における他制度の市の減免基準について

項目	下水道使用料	市民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料
生活保護	生活扶助	生活扶助	生活保護	生活扶助	生活保護	－
	教育扶助 住宅扶助 医療扶助	－		－		
児童扶養手当等	児童扶養手当 特別児童扶養手当 旧母子福祉年金 旧準母子福祉年金	－	－	－	－	－
寡婦	地方税法に定める寡婦で、市民税所得割が非課税（※１）（※２）	－	－	－	－	－
障害者	身体障害者手帳の交付を受ける者で、市民税所得割が非課税（※１）（※２）	－	－	身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の区分と級別を明記）	－	－
	愛の手帳の交付を受ける者のいる世帯で、世帯主の市民税所得割が非課税（※１）	－	－	愛の手帳の交付（１度～３度）を受けている者	－	－
高齢者	６５歳以上の者のみの世帯で、世帯全員の市民税所得割が非課税（※１）（※２）（※３）	－	－	－	－	－

本表は下水道課内での検討に使用したもので、個人の減免に係るものについて記載している。
※１：水道メーターを当該世帯単独で使用している場合
※２：他の者の扶養親族になっている者を除く。
※３：当該世帯に６５歳未満の同居者があるときは、当該同居者の市民税所得割が非課税である場合に限り、当該世帯を６５歳以上の者のみの世帯とみなす。

資料2－③

各市下水道料金減免制度等一覧表（令和7年度）

	生活扶助	教育扶助	医療扶助	児童扶養手当	特別児童扶養手当	遺族基礎年金（旧母子福祉年金）	公衆浴場 料金表	公衆浴場 減免制度	社会福祉施設	用水型皮革関連	めっき業	染色整理業	生活関連業種	高齢者世帯・老齢福祉年金受給者	医療施設	中国残留邦人等に対する支援給付（生活、住宅、医療、介護）	障害者	寡婦	街路・公園	東日本大震災による避難者	その他適用
小金井市	○	○	○	○	○	○	あり	×	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	愛の手帳交付者
都水道局	◎	◎	◎	◎	◎	×	あり	◎	◎	◎	◎	×	×	×	×	◎	×	×	×	◎	公衆用栓
都下水道局	○	○	○	○	○	×	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	
八王子市	○	×	×	○	○	×	あり	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	公衆用栓
立川市	○	×	×	○	○	×	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	
武蔵野市	○	×	×	○	○	×	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
三鷹市	○	×	×	○	○	×	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
青梅市	○	×	×	○	○	×	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	公衆用栓
府中市	○	×	×	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	安保6条関係
町田市	○	×	×	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	公衆用栓等
小平市	○	×	×	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	
東村山市	○	×	×	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	○	
国分寺市	○	×	×	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	
国立市	○	×	×	○	○	×	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	
西東京市	○	×	×	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	
日野市	○	○	○	○	○	○	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	
清瀬市	○	×	×	○	○	×	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	
東久留米市	○	×	×	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	
狛江市	○	×	×	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	
武蔵村山市	○	×	×	○	○	×	あり	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	
東大和市	○	×	×	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	
あきる野市	○	×	×	○	○	○	なし	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	
調布市	○	×	×	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
福生市	○	×	×	○	○	○	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	
稲城市	○	×	×	○	○	×	あり	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	
多摩市	○	○	○	○	○	×	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	

「○」減免適用あり

「×」減免適用なし

「◎」は水道料金を、「○」は下水道料金を表している。

羽村市・昭島市を除く市部

資料2－④

行財政改革２０２５における取組表

取組項目	15 下水道使用料の減免基準の見直し				
担当課	下水道課	関連課			
課題・目的	下水道使用料は、他の減免基準と比較すると減免対象が広いため、公平性の観点から減免基準について見直しを検討する。				
取組内容	庁内の他の使用料、東京都下水道局・水道局の減免基準等の確認を行い、他市の減免基準の調査・検証を行う。 今後の下水道施設の長寿命化・ストックマネジメントに係るコストの観点から、下水道使用料とともに使用料の減免基準についても検証する。				
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7
	・調査	・調査 ・課内検討	・課内検討 ・審議会等検討	・庁内検討 ・実施	

＜取組実績等＞

取組実績	～R5			課内検討を経て、付属機関である小金井市公共下水道事業審議会（以下「審議会」という。）にて、減免基準の見直しについて令和5年度第1回（令和5年7月）、第2回（令和5年11月）、第3回（令和6年3月）と審議を重ねていき、令和5年度中に審議会で諮った内容をまとめていく予定であったが、昨今の経済状況による下水道の維持管理コストの増大により、使用料の改定についても検討する必要が生じたため、公平性の観点だけでなく、受益者負担の観点と併せて減免基準を見直すべく、次年度以降も継続して検討することとした。
	R6	取組	R7年3月	令和6年度第3回審議会で、令和７年度の取り組みとして使用料改定の検討を行うことについて説明を行い、併せて下水道使用料の減免基準の見直しを行うことを説明した。
		成果・課題	令和6年度は審議会委員の改選があり、半数以上の委員が新しい方になり、また、下水道使用料の改定の検討を令和7年度に行うことが決定したため、下水道使用料の減免基準の見直しも同時に行うべく、審議会委員に対して概略的説明を行った。	
取組予定	展開		計画どおり / 見直し（前倒し） / ○ 見直し（後倒し） / 取組終了 / その他	
			理由等	前述のとおり、下水道使用料の減免基準の見直しは、下水道使用料改定の検討と併せ、公平性の観点と受益者負担の観点から見直す必要があるため、令和7年度に引き続き審議会に諮っていく。
	R7予定		年5回予定	審議会にて下水道使用料の減免基準の見直しを検討する。 最終的な検討結果を踏まえ、見直しの可否を決定する。
R8以降展開予定				

資料２－⑤

減　免　対　象　別　集　計　表

［令和７年減免還付実績（令和６年度分）］　（税込）

基本料金 減免	申 請 者	該当者数	減免金額　（円）
身　体　障　害　者	162　人	157　人	653,535
65歳以上の者のみの世帯	65　人	64　人	268,345
寡　　婦	1　人	1　人	4,620
都愛の手帳所持者のいる世帯給者	14　人	14　人	62,370
教育扶助、住宅扶助及び医療扶助受給者	2　人	2　人	4,235
基本料金　減免　　小　計（A）	244　人	238　人	993,105

営　業　者 (1ヶ月当たり４０㎥を超え２００㎥以下の排出量について、１㎥につき１０円を減免)	申請者	該当件数	使用水量（㎥）	減免金額　（円）
魚 介 類 小 売 業 者	1　人	1	449	55
中　華　そ　ば　店	0　人	0	0	0
豆 腐 製 造 小 売 業 者	1　人	1	670	2,156
クリーニング業者	0　人	0	0	0
理 ・美　容　業　者	14　人	0	0	0
小　　計　(B)	16　人	2	1,119	2,211

合　　計　(A) + (B)	260	240		995,316

資料２－⑥

高齢者世帯に係る減免基準比較

自治体	減免基準	減免内容
小金井市	６５歳以上の者のみの世帯で、前年度の市民税所得割が非課税であり、水道メーターを世帯単独で使用している世帯。当該世帯に６５歳未満の同居者があっても、同居者全員の市民税所得割が非課税のときは６５歳以上の者のみの世帯とみなす。	１月当たり８立方メートル相当額（基本使用料）
都下水道局	老齢福祉年金を受給している世帯	１月当たり８立方メートル相当額（基本使用料）
八王子市	老齢福祉年金を受給している世帯（令和８年３月３１日まで適用）	１月当たり８立方メートル相当額（基本使用料）
東村山市	老齢福祉年金を受給している世帯	１月当たり８立方メートル相当額（基本使用料）
日野市	老齢福祉年金を受給している世帯	１月当たり８立方メートル相当額（基本使用料）
東久留米市	老齢福祉年金を受給している者	１月当たり１０立方メートル相当額（基本使用料）
東大和市	老齢福祉年金を受給している者	１月当たり８立方メートル相当額（基本使用料）
多摩市	老齢福祉年金を受給している世帯	１月当たり８立方メートル相当額（基本使用料）

※　老齢福祉年金とは
　国民年金発足当時（昭和３６年４月１日）、既に高齢であったため、国民年金の受給要件を満たすことができなかった方に支給される年金（対象者は、明治４４年４月１日以前に生まれた方と、明治４４年４月２日から大正５年４月１日生まれまでの方で、保険料納付済み期間が１年未満であり、その保険料納付期間と免除期間を合わせた期間が、年齢に応じた一定の期間がある方）